

新発田市保育園保育料（2号認定、3号認定）

世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	(0) 4,900円	(0) 4,900円	(0) 3,400円	(0) 3,400円
3	市町村民税均等割の額のみ の世帯	(11,700) 12,700円	(11,600) 12,600円	(9,400) 10,400円	(9,300) 10,300円
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	(14,700) 16,700円	(14,500) 16,500円	(12,400) 14,400円	(12,200) 14,200円
5	65,000円未満の世帯	18,100円	17,900円	16,300円	16,100円
6	81,000円未満の世帯	20,600円	20,300円	18,300円	18,000円
7	97,000円未満の世帯	23,000円	22,700円	20,200円	19,900円
8	133,000円未満の世帯	25,500円	25,200円	22,200円	21,900円
9	169,000円未満の世帯	28,000円	27,600円	24,200円	23,900円
10	191,000円未満の世帯	30,400円	29,900円	26,100円	25,700円
11	213,000円未満の世帯	32,800円	32,300円	28,100円	27,700円
12	235,000円未満の世帯	34,800円	34,300円	29,500円	29,000円
13	257,000円未満の世帯	36,800円	36,200円	30,500円	30,000円
14	279,000円未満の世帯	38,800円	38,200円	31,500円	31,000円
15	301,000円未満の世帯	39,600円	39,000円	32,500円	32,000円
16	349,000円未満の世帯	40,400円	39,800円	33,000円	32,500円
17	397,000円未満の世帯	41,200円	40,600円	33,500円	33,000円
18	397,000円以上の世帯	41,200円	40,600円	33,500円	33,000円

(注) 2階層、3階層及び4階層における母子世帯等の保育料は、()の額とする。

備考

- 1 (注)の「母子世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる障がい児又は障がい者のいる世帯
 - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 2 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。
- 3 この表の「世帯の階層区分」は、入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている直系尊属(父母、祖父母等)の税額を合算した額で決定する。
- 4 この表の「3歳未満児」とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に中に限り3歳未満児とみなす。
- 5 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定の例により算出した市町村民税額に基づく階層の保育料とする。